

平成 2 7 年 第 8 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 7 年 8 月 3 1 日)

召集年月日 平成27年8月31日(月)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年8月31日 午前10時00分

閉会 平成27年8月31日 午前10時28分

出席委員(17名)

2番	山本 治	3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	森口精治	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
16番	細川正博	18番	福尾達雄	19番	藤原義隆
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

欠席委員(5名)

1番	山本 修	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
17番	小間美也子	20番	小畑信幸		

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転設定許可申請審議について

報告第11号 農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番山本委員、13番山下委員、15番粟谷委員、17番小間委員、20番小畑委員の5名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成27年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の1議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、22名のうち17名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、12番 木村委員さんと14番 石橋委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第23号は違反転用の追認案件でございます。

〇〇の〇〇〇氏の農地を〇〇の〇〇〇〇氏が車庫と駐車場に転用するものでありますが、既に昨年平成〇〇年〇月に無断で転用しております。

詳細は書記に説明させます。

書記

はい、議長
(議案朗読)

申請地は既に車庫が建ち、砂利をひいた駐車場となっております。始末書が提出されております。

この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

中川委員

はい、議長

中川委員

本案の現地を25日の午前中に森口委員と事務局同行の元確認してまいりました。

申請地は事務局説明のと通りの現状でございました。〇〇区でございますが、集落は住宅敷地も道も狭く、駐車場を確保するのが難しい集落でございます。違反転用の追認はやむを得ないと判断しまして、転用は仕方ない考えでございます。

議長

ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員

違反転用とのことだが、始末書は。

書記

始末書の提出を受けております。

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第23号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移

転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程4 報告第11号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第11号は先月の第7回農業委員会第22号議案 農地利用集積にて、〇〇〇〇〇〇〇〇が借受けた〇〇〇〇〇〇〇〇〇の田6筆を畑にする変換届でございまして、詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

農地変換届の申請人は耕作者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、昨年度から運用しております「おおい町農業委員会農地変換届の適正化に関する指導要領」により、所有者または耕作者からの届出行為としております。

現地の現況でございますが、着工は9月1日の申請でございまして、農地委員さんの現地確認の際には現況に変わりはないため、現地確認は行っていただいております。ですが、先週の28日(金)に重機が入っているのを事務局にて確認しましたので、本日、委員会前に現地を確認してまいりました。

結果としましては、事前の草刈りを9月から、土の搬入を10月から行うとのことで、先週27日から作土の剥ぎ取りを行っている現状でございます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

藤原委員 先月案件で現地確認の報告をさせていただき、その際の説明では2枚にすると聞いている。高さはどこまで上げるのか。

次長 議案の添付資料をご覧ください。
3m強上げる計画です。

藤原委員 〇〇〇〇で、委員会で承認いただき住宅に転用した事例があるが、集落の承諾を得ずに2.5m高さを上げて、苦情が出ている。

住宅を建て集落に人が増えて喜ばしいことであるはずなのに残念なことである。

隣地者や所有者に承諾を得ているか、厳しく指導して

いただきたい。

局長 報告案件についても所有者から意見をもらっている。
藤原委員のご意見も踏まえ、施行者に伝える。

渡辺委員 報告11号の、所有者の承諾は。

次長 先の利用権設定において承諾されている。
他にも、先日所有者の一人とお会いした時に、確認して
おります。

山本治委員 藤原委員のおっしゃるように、転用後のトラブルを聞
く。

議長 県でもトラブルがあることを聞いております。
この件については、事務局にて指導していただくこと
とします。
併せて、申請の際の隣地者との合意の指導もお願いし
ます。
それでは、これをもちまして上程いたしました全ての
日程を終了いたします。

議長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいた
します。

次長 ・農業委員会等に関する法律の改正説明

書記 ・視察研修参加者報告

次長 ・次回第9回農業委員会開催案内

議長 それではこれで、平成27年第9回の委員会を終了いた
します。慎重審議ありがとうございました。